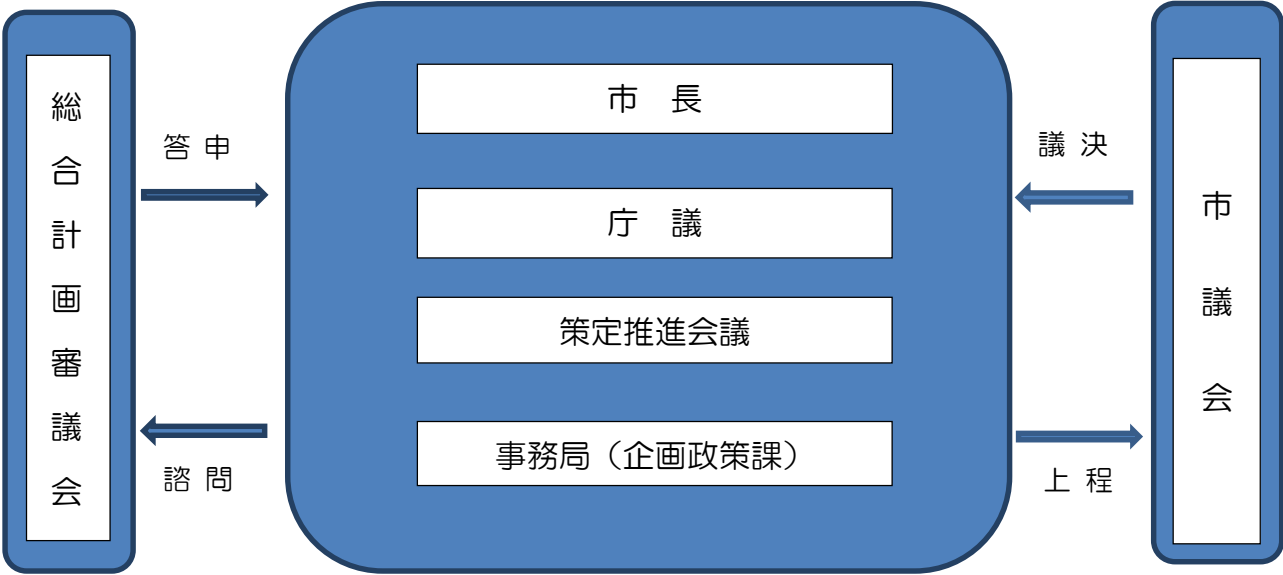


総合計画策定推進体制

市民  
アンケート調査・市民ワークショップ・パブリックコメント

意見・提言



◎推進会議

組織：副市長、教育長、部長級で構成  
所掌事務：審議会に諮問する総合計画の原案策定

◎策定手法

- ・事務局と各課によるヒアリング
- ・各課とのヒアリング結果及びアンケート調査結果、市民ワークショップで得た結果を基に原案を策定するため、推進会議で調整

○常陸大宮市総合計画審議会条例

昭和44年3月17日

条例第8号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、常陸大宮市総合計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、常陸大宮市総合計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般市民
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

○常陸大宮市総合計画推進会議設置要綱

平成28年1月4日

訓令第1号

(設置)

第1条 常陸大宮市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に推進し、併せて適切な進行管理を行うため、常陸大宮市総合計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に必要な情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 総合計画審議会(常陸大宮市総合計画審議会条例(昭和44年大宮町条例第8号)に基づき設置する審議会をいう。)に対し諮問する総合計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関すること。
- (4) 総合計画の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長を、副委員長には教育長を、委員には次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 理事
- (2) 総務部長
- (3) 企画部長
- (4) 地域創生部長
- (5) 市民生活部長
- (6) 保健福祉部長
- (7) 産業観光部長
- (8) 建設部長
- (9) 上下水道部長
- (10) 議会事務局長
- (11) 教育部長
- (12) 消防長
- (13) 会計管理者

(14) 農業委員会事務局長

- 3 委員長は、推進会議を代表し、推進会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 推進会議に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会は、総合計画の原案の策定に関し必要な調査、検討、調整等を行う。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 推進会議及び部会の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(常陸大宮市総合計画策定員会規程の廃止)

- 2 常陸大宮市総合計画策定員会規程(昭和59年大宮町訓令第21号)は、廃止する。

附 則(平成29年訓令第14号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令第38号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年訓令第27号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年訓令第13号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

部会名	部会長	部会員
総務部会	総務部長	総務部に属する課長
企画部会	企画部長	企画部に属する課長
地域創生部会	地域創生部長	地域創生部に属する課長及び支所長
市民生活部会	市民生活部長	市民生活部に属する課長
保健福祉部会	保健福祉部長	保健福祉部に属する課長
産業観光部会	産業観光部長	産業観光部に属する課長
建設部会	建設部長	建設部に属する課長
上下水道部会	上下水道部長	上下水道部に属する課長
教育部会	教育部長	教育委員会事務局に属する課長
消防部会	消防長	消防本部に属する課長